

短大の現在と将来・大学改革と自治

研究と教育の自律性の確立

佐々木 隆志

ささき たかし
青森中央短期大学・幼児教育学科
専攻は児童福祉、養護原理
一九五七年生まれ

大学の

社会的信用性

大学に関するスキャンダル報道がたびたびマスコミを賑わすが、小さな記事であるもの。いまだに記憶にとどめていることがある。入試に関することで「教員に採点結果が示されないまま合否の判定が行われた」(一九九二年六月三日・読売新聞「地方版」)、という報道である。合否判定にいたる手続きに教員がかかわらないということ、したがって公正さの確保に疑念が生じる。

入試は大学のあり方、とくに教育と深く関わりをもつ。しかも一大学にとどまらない教育全体への影響があるため、試験・選抜のありかたの開発は大学人に課せられていることである。このところ私大では推薦、指定校推薦、一般入試などと多様化の道を多くの大学が歩んでいる。多様化はいくつかの基準で入



学者を判定することによって、一律入試で陥りがちな「学力」による画一性の弊害をさけ、様々なタイプの学生が入学することを期待しての、教育的意味もある。その際入試ごとに判定基準が違っているとしても、公正さの確保が大学の社会的信用性にかかわる絶対条件となる。

公正さが崩れる恣意や不正に対しての社会的指弾は厳しいものがある。数年前におきた大手私大の入試不正事件は、金銭絡んでいたこともあって広範な人の関心を呼んだ。大学の社会的信用性があればこそでもある。この信用性を崩壊させるようなことを、大学人が厳しく戒めなければ自らの存在基盤を危うくすることになっていくであろう。

私立短大の

管理運営の近代性

ところで入試は、就職と並んで学生がかかわるため、大学が社会に直接結び付くこととして社会的関心事となる。

したがってたまたま不正が表面化しやすいが、それを発生させる学内事情、つまり管理運営の問題があるだろうことは、容易に考えられる。大学の成り立ちと民主主義の成熟度で問題の性質が異なるだろうが、私大とりわけ私立短大では多くの問題を抱えているといえよう。

よく耳にすることとして、大学の教員が教育・研究以外の学務部・広報部等の事務仕事を課せられる、持ちコマが十ぐらいに及ぶ、授業以外も勤務時間として拘束される、などといった

研究への専念を困難にする原因を抱えている場合がある。さらに教授会の構成員の制限、運営や人事への教員の意志の反映が困難といった、教授団の自律性つまり教授会自治の未確立の場合もある。

とくに経営を担う理事会に対しての教授団の自律性の保障が、大学の自治のあり方として焦点になる。

ここで私大がどのぐらいの割合を占めるかをみることにする。日本の大学数は一千百十四校（四大・五百二十三校、短大・五百九十一校）であり、その内国公立が二百三十一校、私大八百八十三校と、私大が七九・三％（一九九四）を占めており、その比率の高さが分かる。このことから私大の管理運営問題、つまり大学の自治のあり方は、日本の大学の今後の方向をかなり左右すると思われる。ところが教授会自治の未確立による大学の自治に困難を抱えている私大は、表面化しないものの、多いのである。

教授会自治の

確立を

大学の自治は、大学が形づくられる古きから真理の探求の場にふさわしい自律性維持のため、大学人が心血を注いできたことである。その時代とともに争点になることは違いますが、今日的には学問の自由を保障する理念と制度としての意味をもつ。

私大はどこも建学の動機があり、それを明文化して理念とするいわゆる建学の精神を持っている。私大は今日では私学法と

いう公的制度ではあつても、建学が個人であることが多い。したがつて実質建学者個人の意向が強く働いて経営をおこなつて
いる場合がある。いわゆるオーナー経営であり、ときには学問
の場としての建学の精神実現の道と遠ざかることも見られる。
また個人の意向を中心ではなくとも理事会として財政を中心と
した論理で経営をしている場合もある。いずれも学問研究の場
としての大学建設ということを中心にすえない場合、教授会の
力に依拠しないばかりか時には無視したり、あるいは抑圧的な
管理運営にさえなることもある。

私大の自治を考える場合、経営とは相対的独立性をもつて教
育と研究の論理を保つための教授会の確立につぎる、といつて
よいのではないだろうか。それが教員の研究と教育の自主性を
生み出し、ついでに教員のエネルギーを引き出すことになり大
学に活気をつくり学生へのゆきとどいて創造的な教育が可能に
なるというものだ。

改革は教員の

主体的エネルギーを

結集して

いまだこの大学も、改革への取り組み
に相当力を注いでいる。一八歳人口の
減少期を迎えてのいわゆる「生き残
り」を背景にしながらも、大学設置基
準改訂が大きな要因である。大綱化は、建学の精神にもとづい
た個性的な大学でありえるし、国民の高等教育要求をふまえて
の大学づくりをも可能にしている。

とかく「生き残り」として当面の財政の論理のみに目を奪わ
れがちになる。そのための大学づくり展開のため大学の社会的
信用性を失うようなことであつたら、自らの衰退の道を歩むこ
とになりかねない。大学が社会に開かれたものとして、そして
高等教育を発展させ進めるために、従来の権威主義的アカデミ
ズムへのこだわりも今後検討する必要があるのではないだろうか。
とくに短大には、専門学校とも四大とも異なる独自の職業教
育と教養教育を兼ね備えた教育が求められている。この課題を
中心にした大学改革を進めていくためには、教員のエネルギー
の結集は不可欠となる。

多くの大学が課題となつて自己点検・評価も、当然のこと
ながら大学改革・大学づくりのためのものでありたい。教授会
の自律性が確保されていない大学では、自己評価とならず特定
の人による教員評価になりかねない危険性を含んでいる。

大綱化状況による大学改革は、大学の民主的管理運営の確立、
とりわけ教員のエネルギーを結集できる教授会の確立とあわせ
ておこないたい。そのことが大学が期待されている地域の学術
文化の創造と情報発信としての役割が担えるのである。以上述
べてきたような取り組みが今後、新たな高等教育要求と社会的
信用性を生み出し、そして「生き残り」が財政活動のみとなら
ず、新しい大学の創造活動になり、結果として大学の社会的使
命を果たすことになるのではなからうか。